

カラオケで盛り上がりました

平成 27 年 5 月発行 第 21 号

喜らめき銀河タイムス

4月22日(水) きもべつ喜らめきの郷には「喜茂別カラオケ同好会」の皆さんが初めての慰問、るすつ銀河の杜には、すっかりお馴染みになった「ラビット演芸クラブ」の皆さんにお越しいただき、それぞれカラオケを披露してくださいました。

昨年12月から感染症予防等で、施設内の行事はしばらく自粛していたため、久しぶりの開催となりましたが、両施設とも大いに盛り上がりました。

るすつ銀河の杜では、4月から開始したデイサービスの利用者様も参加され、施設入居者様との交流も図ることが出来ました。

今後も、定期的な訪問をお待ちしております。



社会福祉法人溪仁会 経営理念

- 一. 安心・安全
- 二. 信頼・満足
- 三. 地域に貢献



「喜茂別カラオケ同好会」の皆さんは、揃いの黄色のジャケットで登場！！

「ラビット演芸クラブ」の皆さんいつも熱いステージありがとうございます！！

利用者負担割合の見直しについて

これまで、介護保険サービスを利用した場合の利用者負担は一律 1 割負担でしたが、一定以上の収入のある方については、平成 27 年 8 月以降、2 割負担に変更となります。対象となる方は以下の表のとおりですのでご確認ください。

■利用者負担割合の要件

利用者負担割合				
第1号被保険者 要介護認定を受けている	本人の合計所得金額が 160万円以上	下記以外の場合		2割
		同一世帯の第1号被保険者の 年金収入+その他の合計所得金額が	単身は280万円未満	1割
			2人以上は346万円未満	1割
	本人の合計所得金額が160万円未満			1割

※要支援・要介護認定を受けている第2号被保険者の方は一律1割負担です。

利用者負担の軽減について

介護保険サービスを利用した 1 か月間の費用の利用者負担額（1 割または 2 割）が、一定の上限金額（下記の表を参照）を超えた場合については、申請することにより高額介護（介護予防）サービス費として支給されます。申請については、1 度申請すれば、以降は自動的に計算し支給されます。

利用者負担段階区分	上限額 (月額)
一般世帯	37,200円
市町村民税非課税世帯	24,600円
●本人の合計所得と課税年金収入額の合計金額が80万円以下の方 ●老齢福祉年金受給者の方	15,000円 (個人)
生活保護受給者	15,000円 (個人)

平成27年8月より

現役並み所得者 ※世帯内に課税所得145万円以上の第1号被保険者がいる方で、第1号被保険者の収入が983万円(2人以上の場合は520万円)以上の方	44,400円
一般世帯	37,200円

平成 27 年度8月から、利用者負担段階区分に「現役並み所得者」が新設されます。

なお、「現役並み所得者」の段階区分の方で、一定の収入条件を満たす方については、申請を行うことで「一般世帯」の段階区分になります。対象となり得る方については、保険者から申請を勧める案内が届くようです。

今回も前回に引き続き、介護保険法改正による利用者負担の変更についてご案内しました。ご不明な点につきましては、当施設の生活相談員までお問い合わせください。

きもべつ喜らめきの郷 0136-33-2711 生活相談課：佐々木・阿部

るすつ銀河の杜 0136-46-2822 生活相談課：石田・竹内